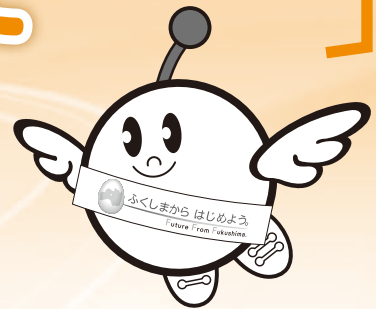


認定特定非営利活動法人 制度について

認定特定非営利活動法人制度は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置で、NPO法人のうち、一定の要件を満たす法人について、所轄庁が認定を行う制度です。



福島県復興シンボルキャラクター
「ふくしまから はじめよう。キビタン」

認定 特定非営利活動法人

認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」という）とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき、一定の基準（パブリック・サポート・テスト^(※)を含む）に適合したものととして、所轄庁の認定を受けた法人をいいます。（特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条第3項、第44条第1項）

（※）パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支持を受けているかどうかを判断するための基準。

仮認定 特定非営利活動法人

仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」という）とは、設立5年以内のNPO法人で、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき、一定の基準（パブリック・サポート・テストを含まない）に適合したものととして、所轄庁の仮認定を受けた法人をいいます。（法第2条第4項、第58条第1項）

ただし、平成27年3月31日までは、設立5年を超えた法人についても、仮認定NPO法人の申請が可能です。

また、一度仮認定を受けた法人は、再度仮認定の申請をすることはできません。

認定と仮認定の違い

	認 定	仮 認 定
認定（仮認定）基準	8つの認定基準全てを満たしていること	PST要件以外の7つの基準を満たしていること
有効期間	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間
有効期間の更新	更新あり	更新なし
申請可能な法人	全てのNPO法人	設立5年以内のNPO法人 ※経過措置として、平成27年3月31日までは、全てのNPO法人が対象
税制優遇	①個人が寄附した場合の寄附金控除（所得控除）又は税額控除 ②法人が寄附した場合の損金算入限度枠の拡大 ③相続人が寄附した場合の非課税 ④認定NPO法人自身のみなし寄附金（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額が限度）	①と②は認定と同じ。 ③と④については、対象外。

○認定（仮認定）申請手続きのフロー

認定(仮認定)を受けようとする法人は、**実績判定期間**^(※)に「認定(仮認定)の基準」を満たす必要があります。



(※) 実績判定期間

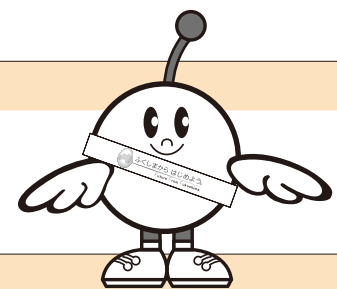
実績判定期間とは、認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度の初日から当該事業年度末日までの期間をいいます。

この実績判定期間で、パブリック・サポート・テスト等認定要件の判定対象期間となります。

○認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。(法第45条、第59条)

1. パブリック・サポート・テスト (PST) に適合すること (注: 仮認定は除く)
次のいずれかに該当すること ① 相対値基準 (総収入金額に占める寄附金の割合が 20%以上であること) ② 絶対値基準 (各事業年度の寄附金の額が 3,000 円以上である寄附者の数が平均 100 人以上であること) ③ 条例個別指定 (個人住民税の寄附金控除対象として都道府県又は市区町村から条例で個別に指定を受けていること)
2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること
次の活動の割合が 50%未満であること ① 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供 ② 会員のみを対象とした会議の開催や会報誌の発行 ③ 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動 ④ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動 ⑤ 特定の者の意に反した行為を求める活動 ⑥ 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動
3. 運営組織及び経理が適正であること
① 役員総数のうち、役員及びその親族関係者の占める割合が 1/3 以下であること ② 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれら者の親族の占める割合が 1/3 以下であること ③ 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること ④ 各社員の表決権が平等であること ⑤ 支出した金銭に用途不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていないこと
4. 事業活動の内容が適正であること
① 宗教活動及び政治活動は行っていないこと ② 役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの親族等に対して利益を与えていないこと ③ 営利を目的とした事業を行う者や、宗教活動及び政治活動を行う者又は、特定の公職の候補者 (公職にある者) に寄附を行っていないこと ④ 実績判定期間において「特定非営利活動に係る事業費/事業費の総額」の割合が 80%以上であること ⑤ 実績判定期間において「特定非営利活動の事業費に充てた額/受入寄附金の総額」の割合が 70%以上であること
5. 情報公開を適正に行っていること
事業報告書や役員名簿等の書類について、一般の人から情報公開の請求があった場合、閲覧に応じることができること
6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること
各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること
7. 法令違反、不正行為等がないこと
① 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実はない ② 偽りや不正の行為によって利益を得た事実又は得ようとした事実はない ③ 公益に違反する事実はない
8. 設立から 1 年を超えていること
申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から 1 年を超える期間を経過していること



(寄附金の注意事項)

- ・ 寄附金の氏名 (法人・団体にあってはその名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみ数えます。
- ・ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- ・ 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

○欠格事由

次のいずれかに該当する NPO 法人は、認定等を受けることができません。(法第 47 条)

1. 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる NPO 法人

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

2. 認定等の取消しの日から 5 年を経過しない法人

3. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4. 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人

5. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課せられた日から 3 年を経過しない法人

6. 暴力団。暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

○認定 NPO 法人等の税制優遇

認定 NPO 法人等になると、以下の税制優遇を受けることができます。

1. 個人が寄付した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄付した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

(租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項、第 2 項、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 3 号、第 314 条の 7 第 1 項第 3 号、第 4 号)

2. 法人が寄付した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

(租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 2 項)

3. 相続人が寄付した場合（仮認定は不適用）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

(租税特別措置法第 70 条第 10 項)

4. 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度（仮認定は不適用）

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

(租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項)

○認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁に以下の書類を事業年度終了後 3 ヶ月以内に提出しなければなりません。

提出書類	
1	認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人）役員報酬規程等提出書（様式第 22 号）
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
3	収益の源泉別の明細、借入金などの資金に関する事項を記載した書類
4	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
5	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引（注 1）
6	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者（注 2）で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類
7	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
8	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
9	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限り）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類
10	法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号の欠格事由、いずれにも該当していない旨を説明する書類

前事業年度の収益の明細など

（注 1）5 のロの「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と次に掲げる特殊の関係にある者をいいます。

1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

2 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

3 上記に 1、2 に掲げる関係のある者の配偶者及び 3 親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注 2）6 の「特殊な関係」は、（注 1）1～3 に掲げる関係をいいます。

(2) 助成金及び海外送金等の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行うときは、所轄庁に下記の書類を提出しなければなりません。

提出書類	書類の作成時期
○助成金の支給を行った場合 認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人） 助成金支給概要提出書（様式第 23 号）	支給後遅滞なく
○海外への送金又は金銭の持出しを行う場合 （その金額が 200 万円以下のものを除きます。） 認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人） 海外送金等概要提出書（様式第 24 号）	送金又は持出し前 （災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、送金又は持出し後遅滞なく）

上記書類のほか、所轄庁及び 2 以上の都道府県に事務所を設置する認定 NPO 法人等は所轄庁以外の関係知事に、役員変更届出書等関係書類を提出することとなります。詳細は、ホームページにて御確認ください。

○所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

また、所轄庁でも同様に閲覧対象となります。

書類名	認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等	○	○
事業報告書		
計算書類（活動計算書、貸借対照表）		
財産目録		
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿） 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿	(注 3)	(注 3)
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	○
前事業年度の収益の明細など	○	○
	○	

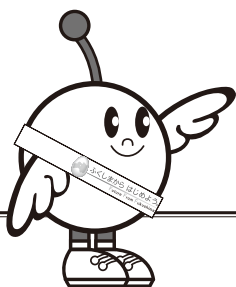
書類名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
前事業年度の収益の明細など	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	作成日から翌々事業年度の末日まで	○	過去3年間に提出を受けたもの
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限ります）におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○		○	
法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除きます）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	作成の日から3年が経過した日の末日まで（注2）	○	
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます）を行うときの金額及び用途並びにその予定日」を記載した書類		○	作成の日から3年が経過した日の末日まで（注2）	○	
寄附者名簿（注4）		×		×	
認定（仮認定）申請書		×		×	
認定（仮認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×	

(注1) 仮認定 NPO 法人の場合は仮認定の日から3年間

(注2) 仮認定 NPO 法人の場合は作成の日から仮認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧の対象となります。

(注4) 閲覧対象ではありませんが、認定の日から起算して5年間（仮認定は仮認定の日から起算して3年間）法人事務所に備え置かなければなりません。



認定NPO法人等に関する申請・連絡先

福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課（県庁西庁舎11階）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7179 FAX 024-521-5677 電子メール bunka@pref.fukushima.lg.jp

ホームページアドレス「福島県 NPO・ボランティアに関するページ」（認定・仮認定 NPO 法人制度に関する御案内）

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=28464

福島県 認定NPO 検索

認定（仮認定）を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定（仮認定）特定非営利活動法人としての認定（仮認定）を受けるための申請書		
1 寄附者名簿（注1）		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（注2）		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表	（第1表 相対値基準・原則用）
	認定基準等チェック表	（第1表 相対値基準・小規模法人用）
	受け入れた寄附金の明細表	（第1表付表1 相対値基準・原則用）
	受け入れた寄附金の明細表	（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）
	社員から受け入れた会費の明細表	（第1表付表2 相対値基準用）
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表	（第1表 絶対値基準用）
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表	（第1表 条例個別指定法人用）	
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表	（第2表）
認定基準等チェック表	（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表	
	認定基準等チェック表	（第3表）
	役員等の状況	（第3表付表1）
帳簿組織の状況	（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表	
	認定基準等チェック表	（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況	（第4表付表1）
役員等に対する資産の譲渡等の状況等	（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表	
認定基準等チェック表	（第5表）	
号 六 号 基 準	認定基準等チェック表	
認定基準等チェック表	（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注1） 条例個別指定基準に適合する法人は、「寄附者名簿」の添付は必要ありません（法第44条第2項ただし書）。

（注2） 仮認定を申請する法人は、「寄附者名簿」及び「第一号基準」に関する書類の添付は必要ありません（法第58条第2項、法第59条第1号）。